

資料編



# 「のびゆくこどもプラン 小金井」推進市民会議設置要綱

平成18年7月1日

制定

改正 平成19年4月1日

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）第8条に基づく行動計画「のびゆくこどもプラン 小金井」（以下「プラン」という。）の施策を推進するため、法第21条の次世代育成支援対策地域協議会として、「のびゆくこどもプラン 小金井」推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、プランの計画的な実現を図るために、子どもに関する施策の関係各課により構成する「のびゆくこどもプラン 小金井」推進連絡会（以下「連絡会」という。）と連携を取りながら、プランを総合的に推進するものとする。

2 市民会議は、各施策の進ちょく状況の点検やサービスの実施状況の評価などを行い、実りある計画の実現を目指すものとする。

3 市民会議は、計画の見直しに際し、連絡会と連携して必要な事項を調査し、及び審議し、市長に見直し案を報告するものとする。

(組織)

第3条 市民会議は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱する。

(1) 市民（市内に住所を有する者に限る。） 3人以内

(2) 市内の子ども関係団体の代表 4人以内

(3) 学識経験者 3人以内

2 委員の任期は、1年とし、1期に限り再任することができる。

3 市長は、委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を委嘱することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第1号の市民の選考方法は、市報等による公募とし、応募者の中から論文審査により選考するものとする。

(会長)

第5条 市民会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 市民会議は、会長が招集する。

(会議の公開)

第7条 市民会議の会議は、公開とする。ただし、公開することが会議の運営に支障があると認められるときは、非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第8条 市民会議は、必要に応じて関係人から意見を聴取することができる。

(謝礼)

第9条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第10条 市民会議の庶務は、子ども家庭部子育て支援課及び児童青少年課において処理する。

2 庶務担当課は、市民会議の意見を聴き、プランの各施策の進ちょく状況を把握し、施策の推進にかかわる情報を収集するとともに、必要な場合には、庁内各部課の意見の調整に当たる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営について必要な事項は、市民会議の意見を聴き、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行し、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

「のびゆくこどもプラン 小金井」推進市民会議委員名簿

選任区分	推薦母体等	氏名	備考	
学識経験者	福祉・教育関係	小・中学校長会	池田 恭一	
		民生委員児童委員協議会	新保 佳子	
		東京学芸大学	高橋 智	会長
子ども関係団体	保育所関係	民間保育園長会	小池 勢津子	
		公立保育園父母会	片桐 由輝	
	学校関係	PTA連合会	竹内 優子	職務代理
	学童保育所関係	学童保育連絡協議会	藤本 晃正	
公募委員	市 民		小山田 佳代	
			雨宮 裕子	
			玉山 京子	

※ 任期は、平成21年5月18日 ～ 平成22年3月31日

## 「のびゆくこどもプラン 小金井」推進市民会議開催経過

回数	年月日	審議事項等
第1回	平成21年5月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委任状交付、会長の互選・職務代理の指名、委員の自己紹介</li> <li>・改正行動計画策定指針、ニーズ・アンケート調査結果、「のびゆくこどもプラン 小金井」と主な改正内容・調査からの課題について</li> </ul>
第2回	平成21年6月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小金井市の子どもをとりまく状況について</li> <li>・前期行動計画の進捗状況（平成17年度～19年度）確認①</li> </ul>
第3回	平成21年7月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標事業量について</li> <li>・前期行動計画の進捗状況（平成17年度～20年度）確認②</li> </ul>
第4回	平成21年8月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期行動計画の進捗状況（平成17年度～20年度）確認③</li> </ul>
第5回	平成21年9月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期行動計画事業項目素案について</li> <li>・後期行動計画の全体の構成案、目標事業量、推進市民会議スケジュールの変更について</li> </ul>
第6回	平成21年10月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期行動計画事業項目案の検討①</li> <li>・後期行動計画の背景と重視すべき柱について</li> </ul>
第7回	平成21年11月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期行動計画事業項目案の検討②</li> <li>・後期行動計画の構成案について</li> </ul>
小委員会	平成21年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針・基本目標の検討</li> </ul>
第8回	平成21年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期行動計画事業項目案の検討③</li> <li>・基本方針・基本目標の検討①</li> <li>・後期行動計画案について</li> </ul>
小委員会	平成21年12月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針・基本目標の検討</li> <li>・後期行動計画案の検討</li> </ul>
第9回	平成21年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期行動計画事業項目案の検討④</li> <li>・基本方針・基本目標の検討②</li> <li>・後期行動計画案の検討</li> <li>・パブリックコメントについて</li> </ul>
施設見学	平成22年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達支援センター見学会（武蔵野市立みどりのこども館）</li> </ul>
第10回	平成22年2月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの確認及び検討</li> </ul>
小委員会	平成22年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントに対する回答の検討①</li> </ul>
小委員会	平成22年3月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントに対する回答の検討②</li> </ul>
第11回	平成22年3月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期行動計画の最終確認、確定</li> <li>・市長への報告</li> </ul>

## 「のびゆくこどもプラン 小金井」後期行動計画の策定を終えて

### 池田 恭一

「のびゆくこどもプラン 小金井」の後期計画の策定に校長会代表として参加させていただきました。子どもにかかわる様々な視点から、この話し合いに参加できたことは私にとって大変勉強になりました。そして、保育園や学童保育について検討したときには、自分自身が我が子の送迎にかかわっていた当時を思い起こすこともありました。

今、子どもを取り巻く状況が激変し、子育てについての悩みや不安も増大し複雑化している中、この「のびゆくこどもプラン 小金井」の果たす役割は実に大きいといえます。その意味からもプラン作成作業に多少でも関わらせていただいたことを嬉しく思っています。今後、「のびゆくこどもプラン 小金井」の着実な具現化を通して、子どもが元気で歓声が響くまち、子どもを育てている親の笑顔が絶えないまち、そして子どもを中心とした世代間交流の旺盛な活気あるまちとして、小金井市が更に発展していきますよう強く願っています。

### 新保 佳子

五年前一年間委員を経験させていただき、膨大な資料と熱心な委員の方たちとの議論のなかで進められた見直し作業を思い出しながら、再びプランに関われる機会を得た事に感謝と大きな責任を思い、推進市民会議に参加しました。

児童福祉に関わる立場として、関係機関とのパイプ役、連携、健全育成、相談等の活動は、今ある制度、サービスの中で[何ができるか]です。この五年の中で子ども家庭支援センターが先駆型に移行し、要保護児童対策地域協議会が設置され、ショートステイ、こんにちは赤ちゃん事業、育児支援ヘルパーなど新しい事業が始まりましたが、トワイライトが未実施など検討課題も多くあり、さらなる充実が望まれる。また発達支援センターの開設も早期に実現することを願っております。

各委員、事務局の方には大変お世話になり有難うございました。

## 高橋 智

### 子育て支援の「ユニヴァーサル・デザイン都市」を求めて

ユニヴァーサル・デザインとは、「社会的弱者（子ども、障害者、高齢者、外国籍等のマイノリティ）」を含めてすべての市民が使いやすいように製品、環境、情報などを製作設計することを意味します。推進市民会議がこの1年間、「のびゆくこどもプラン小金井」の改訂において全力で取り組んできたのも、子育て・子育て支援におけるユニヴァーサル・デザインの追求であったと思います。

なかでも行政に声が届きにくい「子育て、子育てに困難を抱える家庭」（障害・特別ニーズ、外国籍、ひとり親、養育困難など）の支援や、一人ひとりの子どもの特徴に沿った発達を支援するために不可欠な体制整備とネットワークづくり（障害の早期発見・対応や発達相談・療育事業ができる発達支援センターの開設、特別支援教育の整備拡充、小金井市特別支援ネットワーク協議会の充実等）に多くの時間をかけて作業を進めてきました。

小金井市における障害・特別な配慮の必要な方々への保育・療育、教育、福祉・就労の条件は、残念なほどに「低い水準」にあります。市政はぜひこれらの分野に重点的に取り組み、緑多い豊かな自然環境や高い市民性などと融合させて、子育て・子育て支援における「ユニヴァーサル・デザイン都市」として小金井が広く認知されるように尽力していただきたいですし、その当面する最重点課題は「発達支援センターの開設」にあると考えます。

最後になりましたが、「やや強引な会長」をしっかりとサポートしていただいた委員の皆様と子育て支援課の事務局の皆様に、心よりお礼を申し上げます。ともに「のびゆくこどもプラン小金井」の今後の進展をしっかりと見守り続けたいと思います。

## 小池 勢津子

「のびゆくこどもプラン 小金井」の推進市民会議委員として、4月より担当させていただきました。

保育関係者の立場としてご意見を述べさせていただきましたが、委員の皆様の熱い思いを感じる事が出来ました。

子どもたちの取り巻く環境がとても良い。とは言えない時代ではありますが、孤立せず、地域で支えあい、子どもたちの歓声が絶えない町に発展してほしいと強く願っております。

## 片桐 由輝

社会状況の変化で待機児童数が急増した2009年度。「5つの公立保育園父母会代表」「三人の子を保育園に預ける一親」として多くの思いを持って参加した市民会議。日本社会全体が規制緩和と効率化を中心に進んだ近年、子育て（福祉）分野にも例外なく効率が求められ、その結果、全国の保育園で死亡事故が急増しています。子どもにとって重要な事は何か。市民会議の中でもつい大人の論理が先走ってしまうことがありました。しかし、子どもが一人の人間として尊重され、のびのびと成長できる。そんな小金井になってほしいという思いと、そうすることが行政にできる少子化への本質的な対策であるとの基本に立ち返り、このプランの見直しに取り組みました。

市民からの意見をみると、行政にしてほしいことは沢山あるのに、財政面を気にするあまり自らあきらめていることが多い。要求する前に要求を下げざるを得ない状況とはいったい何なのか。もっと委員としやらなければならないことがあったのではないかと反省しきりです。

私たちの子が小金井で豊に生き生きと育っていくことは当然の権利であり、それが実現されれば、その子たちがまた、自分の育った小金井で子育てをしたいと思う。そんな小金井になるよう、今後は一市民として行政と一緒にこのプランを育てて行きたい。このプランを真に市民のものにするために。

## 竹内 優子

昨年より、P連からの出向者として、高橋会長をはじめ、委員の皆様と共に「のびゆくこどもプラン 小金井」推進市民会議に参加して参りました。

会議に出席して、委員の皆様と意見を交わす度に、改めて痛感したのは、一口に「子どもたちの為の活動」と言っても、本当に幅が広く、奥深いものなのだとということ、と同時に、私達は日々、本当に多くの方々に支えられて、子育てをしているのだなあ・・・ということでした。ですから、小学生の息子を持つ親として、今後もこれまで以上に、「主体性を持って子育てをしていくこと」また、微力ではございますが「子どもたちの為に、今、自分には何が出来るかということ」を日々意識しながら生活していきたいと思えます。

最後になりましたが、事務局をはじめ、委員の皆様には大変お世話になり、ありがとうございました。

## 藤本 晃正

学童保育連絡協議会（以下、学保連）の推薦で推進市民会議の委員をさせて頂きました。学保連には長く携わっておりますが、当初「のびゆくこどもプラン 小金井」については知識がなく、まず、行動計画に掲げられた事業の種類や数の多さに驚かされました。これほどまで多岐にわたるプランの見直しに子ども関係団体の代表として学保連が委員の枠を頂いたことに大変感謝しております。

大変な重責を担い、重圧を感じながらも、委員の皆様の熱い思いに励まされ、自分にとっても大変勉強になった1年間でありました。

今後は、今回見直しを行ったプランが確実に推進・拡充されていくことを切に願いますが、同時にそれぞれの広報についてもしっかりと行ってほしいと思います。充実した良い事業であればこそ、対象者によく知ってもらい、十分に活用してほしいからです。

短い間でしたが、事務局や委員の皆様には大変お世話になり、有難うございました。

## 小山田 佳代

今回は、公募委員として、「のびゆくこどもプラン小金井」の後期見直しに参加させていただき、小金井市の子育て施策の全容にふれられ、また、委員の皆様の活発な意見交換に、学ぶことが多い1年間でした。

私は、小金井市に住んで約20年になりますが、その間、小金井で子どもを産み育てている中で、悩むこともいろいろありましたが、小金井の豊かな自然と、様々な人々に支えられてきたと感じています。

今、少子化問題が日本の深刻な課題となっており、小金井にも危機感をおぼえます。これからは、こどもは親だけでなく、社会全体で育てていかななくてはならない時代を迎えています。

この「のびゆくこどもプラン小金井」が、私たち市民ひとりひとりに、“地域のこどもは地域で育む”ということの大切さを、次世代のこどもたちの未来のために何ができるのかを、あらためて考えるきっかけとなればと願います。

そして、プランをプランで終わらせないために、多様なネットワークづくりをして、見守り、私たちにできることがあったとしたら市と協力し合って実行していきたいと思うයි。

最後に、事務局の皆様、そして、委員長をはじめ委員の皆様ありがとうございました。

## 雨宮 裕子

小金井に二十数年住み、子ども関係の仕事に携わる者として、この「のびゆくこどもプラン 小金井」推進市民会議に、公募委員として、参加させて頂きました。前期プランが、どのように実施されてきたかを、丁寧にアンケートや統計に基づいて検証を進めていく中で、数字だけでは判断がつかないところも、会議で明らかになっていきました。前期プランでは、子ども家庭支援センターの設立や、新しい保育事業の展開もありましたが、後期計画では、特に急激な経済状況の悪化など、厳しい現状の中で大きな前進はできなかつたかもしれません。それでも、これからの子どもたちにとって、本当に必要な支援は、見落してはならないと、一字一句の文言にも、心を込めて検証してきたと思います。市民も行政も、願うことは基本理念に記されているように、子どもの幸福と権利保障です。今後もこのプランが、どのように、実現されていくのか、しっかりと見守り続けていきたいと思っています。

## 玉山 京子

私の幼い時と、今の子どもたちをめぐる環境は、子どもを育ててみるまで分かりませんでした。が、とても変わっていました。近所に子どもがいない、何歳になっても保護者がついて回らなくてはならない、お友達と予定が合わない、話には聞いていたものの、実際その立場になるとこれは大変な事態だ、と実感しています。

私たちが小さい時に遊んだ、近所の空き地や道路などは、今は遊び場ではありません。そこに子どもが遊んだりすると、とてもご近所や車に気を使うことになります。でも、みんな子ども時代をすごし、そして大人になっているのですよね。その時の周りの大人は、子どもたちを許し、受け入れてくれていたのだ、と今ありがたく感じます。そして時代は変わり、社会も変化し、子どもたちは、昔のように受け入れられているのか、時折そのような疑問がわいてきます。子ども自身は案外変わっていないと思うのです。子どもは本来うるさくて汚くて、あぶなっかしいことだらけ。でも、子どもは小さな大人ではないのです。

そのような想いを抱きながら、子育てをしているうちに、たくさんの人と出会い、そして考えているだけではだめで、自分からも動かなければ、と奮い立ち、公募委員として推進市民会議に参加することになりました。

事業計画は150近くあり、行政もとても頑張っていることに触れることができたのも収穫であると思っています。「子どもをよく育てたい」その想いに市民も行政も変わりはなく、小金井市は少子化も厳しいですが、それでも少しずつでも子どもたちの声が町に響き渡るようになるといいと思いますし、それが当たり前の社会の姿ではないのでしょうか。

そして最後に付け加えさせていただきますが、今回の会議のテーマには入らなかった子どもたちの生の声を、なんらかの形で取り入れることはできないだろうか、と思いました。今後の提案としてここに記させていただきます。

推進市民会議は初めての経験の上、伝えたいことも多すぎる私でしたが、会長をはじめ事務局の皆様、委員の皆様には、大変お世話になりました。本当にありがとうございました。

# 小金井市子どもの権利に関する条例

平成21年3月12日

条例第11号

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第6条—第11条）

第3章 家庭，育ち学ぶ施（し）設（せつ）および地域における子どもの権利の保障（第12条—第14条）

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第15条）

第5章 子どもの権利の侵（しん）害（がい）に関する相談と救済（第16条）

第6章 雑則（第17条）

### 付則

## 前文

子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。子どもは、成長の過程で間（ま）違（ちが）い誤ることもあります。そんなときも、愛情をもって教え導かれ、見守りはぐくまれることで、自分自身のことを大切に思い、安心して成長することができます。

子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。どんなに小さい子どもでも、自分の意思を伝えようといろいろな方法で表現しています。それらを真（しん）剣（けん）に受け止めてくれる相手がいることで、他者の意思を受け止め、思いやるように成長することができます。

子どもは、より良い環（かん）境（きょう）で育ち育てられることを願っています。安心して過ごすことができる相手や時間や空間が保障されることで、経験を成長にいかすことができます。自分の言いたいこと、考えていることを自由に表現できる環（かん）境（きょう）が確保されることで、他者の考えに気付くように成長することができます。

このように、子どもは、愛情をもって育てられることで自分の意思を持ち、それを自由に表現できる環（かん）境（きょう）があることで、他者と共に生活していることに気付きます。そして、他者と共に平和な暮らしを創（つく）り出すことが大切に思えるように成長することができます。「愛情」「意思」「環（かん）境（きょう）」は密接に関連し合いながら、おとなへと成長していく子どもを支えているのです。また、「愛情」「意思」「環（かん）境（きょう）」は、おとな、そして社会全体にとっても必要です。

「愛情」「意思」「環（かん）境（きょう）」が尊重され、安心して生き生きと暮らしていくために、そして「愛情」「意思」「環（かん）境（きょう）」を願い求める子どもの権利が保障される社会にしていくために、ここに条例を制定します。

## 第1章 総則

(条例が目指すこと)

第1条 この条例は、おとなと同じように子どもが権利の主体であるということにもとづいて、子どもにとって大切な権利を、子どもにもおとなにもはっきり分かるようにします。子どもは、その年(ねん) 齢(れい) や成長に応じ、おとなのかかわりや子どもどうしのかかわり合いの中から、互(たが) いの権利の尊重、社会での役割や責任などを学び、権利を実現していく力を培(つちか) っていくのです。子どもが生き、暮らし、活動する場で、市や市民その他の人たちが何をしたらよいかを定めることにより、子どもの権利の保障を図り、すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井をつくることを目指します。

(この条例で使われることばの意味、内容)

第2条 この条例で使われている次のことばの意味は、それぞれのことばのあとに説明されているとおりです。

- (1) 子ども 18歳(さい) 未満の市民や市とのかかわりを持っている人
- (2) 親等 親と、親にかわって子どもを育てている人
- (3) 育ち学ぶ施(し) 設(せつ) 子どもが育ち、学び、入所し、通い、使用する施(し) 設(せつ)
- (4) 育ち学ぶ施(し) 設(せつ) の関係者 育ち学ぶ施(し) 設(せつ) をつくった人、管理する人、そこで働く人

(人権の尊重)

第3条 子どもとおとなは、日本国憲法が保障する基本的人権を尊重し、命をいつくしむとともに、人を思いやる心を持つように努力します。また、自分の人権だけでなく、他者の人権についても正しく理解し、互(たが) いの人権を尊重しなければなりません。

(みんなが果たさなければいけないこと)

第4条 おとなは、子どもが権利の主体であることを十分理解し、その権利を保障するようにしなければなりません。

- 2 おとなは、子どもにとって最もためになることを第一に考えて、子どもの年(ねん) 齢(れい) と心身の成長にふさわしい支(し) 援(えん) を行うようにしなければなりません。
- 3 子どもは、自分が権利の主体として大切にされることと、だれもが同じように権利を持っていることを十分理解した上で、他者を思いやり、互(たが) いの権利を尊重しなければなりません。
- 4 市は、子どもの権利を大切に、市の計画や事業の中で子どもの権利が守られるようにしなければなりません。

(子どもの権利の普(ふ) 及(きゅう))

第5条 市は、子どもの権利について市民に広く知らせます。そして、子どもの権利について市民の理解を深めるための機会をできるだけたくさんつくります。

- 2 市は、家庭、学校、地域で、子どもが自分や他者の権利についての学習などを積極的に行えるよう、その条件をできるだけ整えます。
- 3 市は、育ち学ぶ施(し) 設(せつ) の関係者や、広くおとなに対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会などをできるだけ提供します。

4 市は、子どもや市民が子どもの権利についての自主的な学習などを行うとき、できるだけ力を貸してその活動を助けます。

## 第2章 子どもにとって大切な権利

### (子どもの大切な権利)

第6条 この章に定める権利は、すべての子どもがかげがえのないひとりの人間として生きていくために、特に大切な権利として保障されなければなりません。ただし、年（ねん）齢（れい）や発達に応じて、それにふさわしい配（はい）慮（りよ）がされなければなりません。

### (安心して生きる権利)

第7条 子どもは、家庭や社会の中で、ひとりの人間として尊重され、安全に、そして愛情に包まれて安心して生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。また、その権利を侵（おか）すような行（こう）為（い）を行ってはなりません。

- (1) 命が守られ、何ものにもかえられないものとして大切にされること。
- (2) いじめ、差別、暴力を受けず、放っておかれないこと。
- (3) 健康について気づかわれ、適切な医（い）療（りょう）が受けられること。
- (4) 愛情と理解をもって大切に育てられ、年（ねん）齢（れい）や成長にふさわしい環（かん）境（きょう）で生活できること。

### (自分らしく生きる権利)

第8条 子どもは、その人格が尊重され、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵（おか）すような行（こう）為（い）を行ってはなりません。

- (1) 個性や他者との違（ちが）いが尊重されること。
- (2) プライバシーが守られること。
- (3) 安心できる場所で自分を休ませる時間を持つこと。
- (4) 自分の気持ちや思っていることが大切にされ、それをいろいろな方法で表すこと。

### (ゆたかに育つ権利)

第9条 子どもは、いろいろなことを身につけ自分をゆたかにしながら、育つことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵（おか）すような行（こう）為（い）を行ってはなりません。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 文化、芸術、スポーツに親しむこと。
- (4) 仲間をつくり、何かのために集まること。
- (5) 自然に親しむこと。
- (6) 必要な情報を手に入れたり、利用したりできること。
- (7) 社会に貢（こう）献（けん）する活動に参加すること。

### (意見を表明する権利)

第10条 子どもは、自分と関係が深いことがらについて、自分の考えや意見をはっきり表すことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵（おか）したり、信用を傷つけたり、公の秩（ちつ）序（じょ）に反してはなりません。

（1） 考えや意見を十分に表すことのできる機会が大切にされること。

（2） 考えや意見が、その人の年（ねん）齢（れい）や成長にふさわしい形で尊重されること。

（支（し）援（えん）を受ける権利）

第11条 子どもは、困ったり、つらい気持ちになったりしたとき、また、他者に迷（めい）惑（わく）をかけたとき、市や周りの人たちから、適切な支（し）援（えん）を受けることができます。

### 第3章 家庭、育ち学ぶ施（し）設（せつ）および地域における子どもの権利の保障

（家庭での子どもの権利の保障）

第12条 親等は、子どもの健やかな成長のために、最も重い責任と義務を負っています。

2 親等は、育てている子どもが権利を主張したり、使ったりするとき、子どもがどれくらいできるか、どれくらい成長しているかをよく考えて、助言をし、教え導くなど、支（し）援（えん）する必要があります。その際、親等は、子どもにとって最もためになることを第一に考えなければなりません。

3 親等は、育てている子どもに対して、虐（ぎゃく）待（たい）など、子どもの権利を侵（おか）すような行（こう）為（い）を行ってはなりません。

4 親等は、子どもを育てることに関して、市から必要な情報や支（し）援（えん）を受けることができます。

（育ち学ぶ施（し）設（せつ）での子どもの権利の保障）

第13条 育ち学ぶ施（し）設（せつ）の関係者は、子どもの権利を保障しながら、子どもが自分自身の力で、育ったり、学んだりできるように支（し）援（えん）しなければなりません。その際、育ち学ぶ施（し）設（せつ）の関係者の責任において、子どもにとって最もためになることを第一に考えるものとします。

2 育ち学ぶ施（し）設（せつ）の関係者は、障がいのある子どもに配（はい）慮（りょ）し、その子どもができる限り力を出せるよう、適切な支（し）援（えん）を特に行わなければなりません。

3 育ち学ぶ施（し）設（せつ）の関係者は、その施（し）設（せつ）で事故などがおこらないようにいつも心がけるとともに、子どもの安心と安全のための体制を整え、それを保つよう努力しなければなりません。

4 育ち学ぶ施（し）設（せつ）の関係者は、子どもに対して、虐（ぎゃく）待（たい）や体（たい）罰（ばつ）など、子どもの権利を侵（おか）すような行（こう）為（い）を行ってはなりません。

5 育ち学ぶ施（し）設（せつ）の関係者は、育ちや学びに関する情報をできるだけ提供するとともに、施（し）設（せつ）での活動について子どもや市民に説明する責任を果たさなければなりません。

6 育ち学ぶ施（し）設（せつ）の関係者は、子ども本人に関する書類などを、適切に管理し取り扱（あつか）わなければなりません。

7 育ち学ぶ施（し）設（せつ）の関係者は、親等、市、関係機関、関係団体と、互（たが）いに連（れん）絡（らく）し協力し合い、子どもの権利が保障されるよう努力しなければなりません。  
（地域での子どもの権利の保障）

第14条 市民は、地域の中で、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長できるよう努力しなければなりません。

2 市民は、地域の中で、子どもにとって安心かつ安全な環（かん）境（きょう）を整え、それを保つよう努力しなければなりません。

3 市民は、地域の中で、子どもが地域の一員として参加できる機会をつくり、参加のための手助けをするよう努力しなければなりません。

4 市民は、第1項から第3項までのことを行うに当たって、親等、市、育ち学ぶ施（し）設（せつ）の関係者、関係機関および関係団体と互（たが）いに連（れん）絡（らく）し協力し合うよう努力しなければなりません。

#### 第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

第15条 市は、子どもの権利が保障され、それがいかされるまちが、市民にとってやさしいまちであるという考えにもとづいて、まちづくりを行うよう努力します。

2 市は、子どもが市政などに対して持つ考えや思いを反映させる機会をつくるよう努力します。また、市がつくった育ち学ぶ施（し）設（せつ）や子どもが利用する施（し）設（せつ）などで、子どもの意見がいかされるよう、子どもの参加の機会をつくるよう努力します。

3 市は、子どもに関する市の計画や対策が総合的に行われるよう、市の組織を整えます。

#### 第5章 子どもの権利の侵（しん）害（がい）に関する相談と救済

第16条 子どもや親等は、市に対し、子どもの権利の侵（しん）害（がい）について相談し、または権利の侵（しん）害（がい）から救われるよう求めることができます。

2 市は、子どもの権利の侵（しん）害（がい）に関する相談について速やかに対応します。

3 市は、子どもや親等から救済を求められたとき、または子どもを救う必要があると判断したときは、適切な措（そ）置（ち）をとります。その際には、関係機関や関係団体と互（たが）いに連（れん）絡（らく）し協力し合います。

#### 第6章 雑則

第17条 この条例に定めるもののほかに必要な事（じ）項（こう）は、市長および教育委員会等が定めます。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施（し）行（こう）します。

のびゆくこどもプラン 小金井  
(小金井市次世代育成支援後期行動計画)

発行日 平成 22 年 3 月  
発行 小 金 井 市  
東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号  
Tel. 042-387-9836 (直通)  
編集 小金井市 子ども家庭部 子育て支援課

この印刷物には再生紙を使用しています。